平成３０年（フ）第８９号
兵庫県西宮市甲子園町10番12―201号
債務者　三輪　喜代
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第８号
奈良県橿原市内膳町２丁目２番18号
債務者　上田　栄男
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第１７号
奈良県大和高田市東三倉堂町２番40―103号サンプラザ東三倉堂、前住所奈良県大和高田市幸町６番３―610号　駅前ネオハイツ
債務者　山本　雅章
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第１８号
奈良県大和高田市東三倉堂町２番40―103号サンプラザ東三倉堂、前住所奈良県大和高田市幸町６番３―610号　駅前ネオハイツ
債務者　山本　鈴代
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第３６号
奈良県葛城市北花内304番地11
債務者　**中原**　榮一
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第９号
愛媛県伊予郡松前町北黒田592、住民票上の住所愛媛県宇和島市朝日町２丁目３番13号
債務者　山本　嘉菜
1　決定年月日時　平成30年３月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成３０年（フ）第５０号
佐賀市高木町15番３号　桃太郎マンションＡ201
債務者　江口久美子
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４０号
大分市高江南１丁目20番地の３
債務者　松村　京子
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第７１号
大分市新栄町13番22号（寺西ビル105）
債務者　梅木　正之
1　決定年月日時　平成30年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第３６号
宮崎県延岡市昭和町２丁目2233番地　県営住宅　53―２―24
債務者　花田　朋未
1　決定年月日時　平成30年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第３７号
宮崎県日向市平野町１丁目38番地　寿コーポ13号
債務者　山﨑　健二
1　決定年月日時　平成30年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第３８号
宮崎県延岡市土々呂町３丁目755番地１、前住所宮崎県延岡市土々呂町４丁目4084番地
債務者　内田　髙良
1　決定年月日時　平成30年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第１８号
石川県白山市井口町ろ５番地６、従前の住所石川県白山市木津町1813番地６
債務者　赤峰　君人
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５号
兵庫県宝塚市亀井町12番23―405号
債務者　中橋　　純
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第６６号
兵庫県尼崎市浜田町３丁目45番地の１　堤ハイツ202号
債務者　塚本　弘一
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２２号
福岡県久留米市津福本町1596番地３
債務者　田嶋　恒夫
1　決定年月日時　平成30年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部